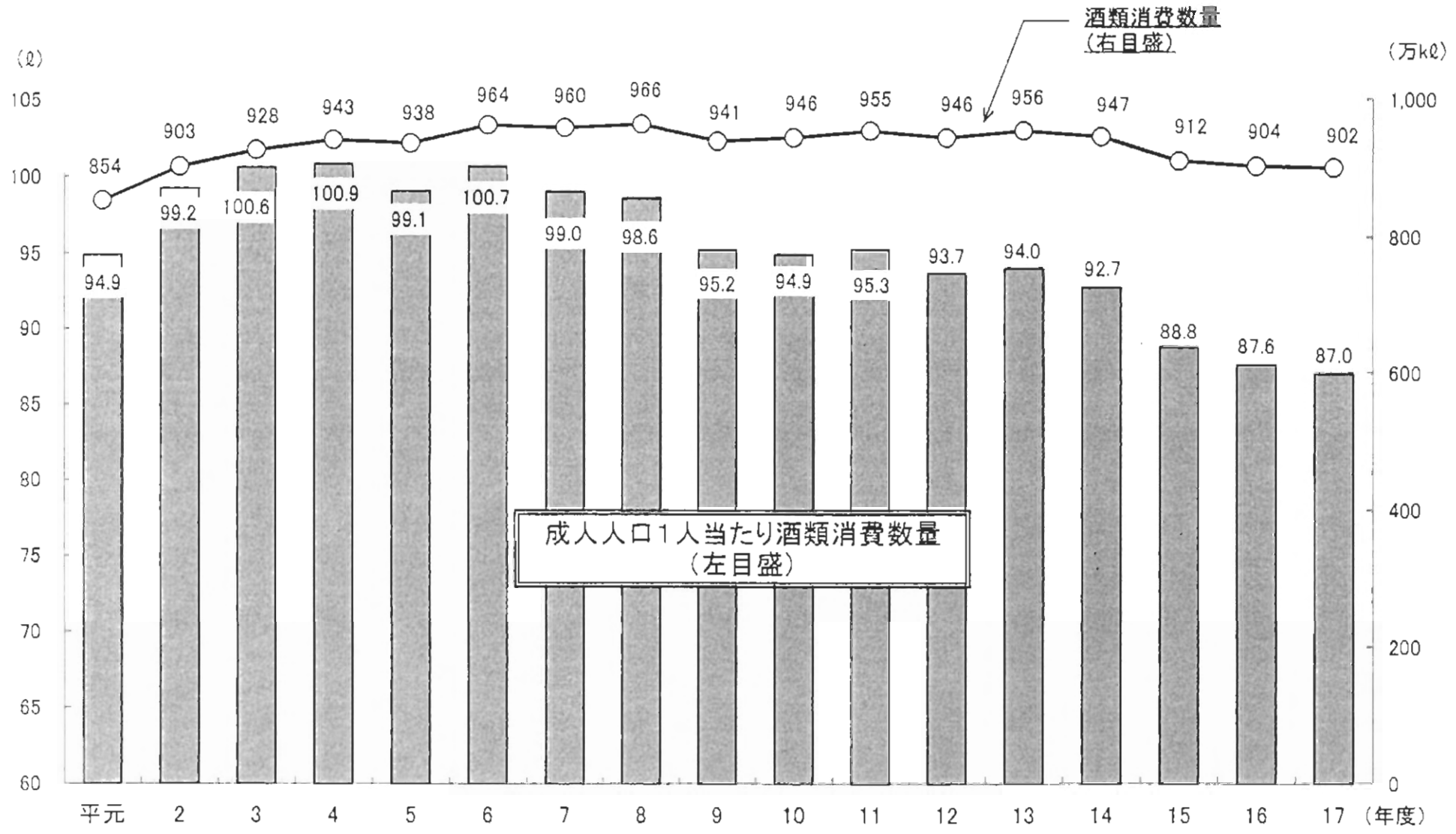


酒 税 の 税 率

区 分	税 率 (1kℓ当たり)	アルコール分 1度当たりの加算額
発 泡 性 酒 類	220,000円	—
発泡酒（麦芽比率25～50%未満）	178,125円	—
"（麦芽比率25%未満）	134,250円	—
その他の発泡性酒類 （ホップ等を原料としたもの（一定のものを除く。）を除く。）	80,000円	—
醸 造 酒 類	140,000円	—
清 酒	120,000円	—
果 実 酒	80,000円	—
蒸 留 酒 類	(アルコール分20度) 200,000円	10,000円
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ	(アルコール分37度) 370,000円	10,000円
混 成 酒 類	(アルコール分20度) 220,000円	11,000円
合 成 清 酒	100,000円	—
みりん・雑酒（みりん類似）	20,000円	—
甘味果実酒・リキュール	(アルコール分12度) 120,000円	10,000円
粉 末 酒	390,000円	—

- (備考) 1. 発泡性酒類・・・ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分10度未満で発泡性を有するもの）
2. 醸造酒類・・・清酒、果実酒、その他の醸造酒（その他の発泡性酒類を除く。）
3. 蒸留酒類・・・連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ（その他の発泡性酒類を除く。）
4. 混成酒類・・・合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒（その他の発泡性酒類を除く。）

酒 類 の 消 費 動 向



(備考) 消費数量は国税庁調べ。
成人人口は総務省統計局の人口推計年表による。